

令和6年度 特別教育等講習一覧 (大川支部)

- 事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。
また、職長、その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対しては、所定の教育を実施することが義務付けられています(労働安全衛生法第59条第3項、第60条)。
- 所定の教育で正しい知識を身に付け、正しい作業行動をとることができるようになることが労働災害防止の第一歩です。

(テキスト代は価格変更に伴い変わる場合があります)

講習名	関係法令規則等	実施日	受講料	テキスト代	実施場所	特別教育等を必要とする業務・教育対象者・教育内容等
新入者労務安全衛生教育 出張講習(帝國製菓株)	法第59条 則第35条	4月12日	会 員 6,600円	968円	帝國製菓株 高松	労働者を雇い入れた時、その従事する業務に関する安全衛生教育 (新たに社会人となった人)又は転職して新たに入社した人
新入者労務安全衛生教育		4月15日	非会員 9,900円			
職長等教育	法第60条 令第19条 則第40条	4月8~9日	会 員 9,900円	880円	高松 大川 高松	建設業、製造業等で、新たに職務に就くこととなった職長・労働者を直接指導又は 監督する班長、現場監督等の立場の人(作業主任者を除く)[令和5年4月1日から 「食品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が、職長等教育の 対象業種になりました。]
		6月12~13日	非会員 14,850円			
		11月18~19日	非会員 14,850円			
職長・安全衛生責任者教育	法第16条 則第19条	6月12~13日	会 員 12,100円	1,650円	大川 高松 高松	職長教育及び建設業、造船業で、統括安全衛生責任者を選任すべき 事業者(元方 事業者)以外の請負人で、統括安全衛生責任者との連絡・調整等を行う安全衛生責 任者に対する安全衛生教育
		7月22~23日 R7 1月7~8日	非会員 17,050円			
職長等能力向上教育(職長 等再教育)のみ受講	法第16条 則第19条 関連通達	6月17日	会 員 6,600円	990円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した人又は機械設備等に大幅な変更が あった時に受ける再教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込 んで下さい。)
		12月16日	非会員 9,900円			
職長等能力向上教育、プ ラス安全衛生責任者教育	法第16条 則第19条 関連通達	6月17日	会 員 7,700円	1,760円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更が あった時に受ける再教育及び安全衛生責任者教育を終了していない方が、受ける 安全衛生教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さ い。)
			非会員 11,550円			
職長等能力向上教育、プ ラス安全衛生責任者能力向上 教育	法第16条 則第19条 関連通達	12月16日	会 員 7,150円	990円	高松	職長及び安全衛生責任者教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等 に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長及び安全衛生責任者教育修了 書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
			非会員 10,780円			
フルハーネス型 墜落制止用器具 特別教育	法第59条 関連通達	4月2日	会 員 7,700円	990円	高松	高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な所において、フルハーネス型 墜落制止用器具を用いて行う作業につく人が、終了しておかなければならない特 別教育
		5月7日				
		7月26日	非会員 12,100円			
		9月27日				
		11月25日				
R7 1月17日						
R7 3月7日						
酸素欠乏等危険作業特別教育	法第59条 則第36条 (第26号)	5月27日	会 員 6,600円	1,430円	高松	マンホール、タンク内部等の酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(労働安 全衛生法施行令別表6に掲げる作業)
			非会員 9,900円			
粉じん作業特別教育	法第59条 則第36条 (第29号)	8月6日	会 員 5,500円	880円	高松	岩石、鉱物の動力による裁断、彫り、仕上げ作業、研磨材を用いて金属等を研磨、裁 断する作業に係る業務
			非会員 8,800円			
低圧電気取扱業務に係る 特別教育	法第59条 則第36条 (第4号)	5月20日	会 員 7,700円	770円	高松	低圧(直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充 電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置 する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
		8月26日	非会員 11,550円			
		11月1日 R7 2月12日				
高圧・特別高圧電気 取扱業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第4号)	6月6日~7日	会 員 9,900円	1,430円	高松	高圧(直流にあっては750Vを超え、交流にあっては600Vを超え7000V以下である 電圧をいう)もしくは特別高圧(7000Vを超える電圧をいう)の充電回路又は、当該 充電回路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務
		12月19日~20日	非会員 14,850円			
自由研削といしの取替え等 の業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第1号)	5月17日	会 員 6,600円	1,320円	高松	携帯用グラインダー・卓上グラインダー等自由研削用といしの取替え又は取替え 時の試運転の業務
		8月19日	非会員 9,900円			
		11月22日 R7 2月17日				
危険予知訓練(KYT)		6月27日	会 員 7,700円	770円	大川 高松 高松	イラストシート等を使って職場や作業に潜む危険を発見・把握・解決していく手法を学び、危険 感受性を高め、問題解決能力を向上させ、実践への意欲を高めることをねらいとした教育訓 練
		7月5日	非会員 11,550円			
		R7 2月5日				
交通危険予知訓練		10月21日	会 員 7,700円	660円	高松	運転場面のイラストシート等を使って、運転場面の状況に潜む危険を発見・把握・解決していく 手法を学び、危険感受性を高め、問題解決能力を向上させ、実践への意欲を高めることをね らいとした教育訓練
			非会員 11,550円			
足場の組立て等の業務に係 る特別教育	法第59条 則第36条 (第39号)	5月28日	会 員 6,600円	815円	高松	足場の組立て、解体又は変更の作業に従事している人
			非会員 9,900円			
電気工事作業指揮者安全教育		7月29日	会 員 6,600円	1,210円	高松	電気工事作業指揮者として選任された人又は新たに選任される予定の人
		R7 1月21日	非会員 9,900円			
動力プレスの金型等の取付 け取外し又は調整の業務に 係る特別教育【学科のみ】	法第59条 則第36条 (第2号)	11月14日	会 員 7,700円	1,100円	高松	動力によるプレス機械の金型等の取付け、取り外し又は調整の作業につく人、シャワーによる 作業につく人が、終了しておかなければならない特別教育【学科のみとなりますので、各 事業所の責任の下、講師による対面で2時間以上の実技を必ず行ってください】
			非会員 11,550円			
巻上げ機(ウインチ)運転の業務	法第59条 則第36条 (第11号)	学科と実技を受講す る10/15~16 実技のみを受講する 10/16	会 員 11,000円 実技 4,400円	1,210円	高松	車載専用キャリアカーの車両の積み下ろし、工場や建設現場で資材等の上げ下ろし、船の荷 役設備(ランプウエイ)など、巻上げ機(ウインチ)の運転業務につく人が、終了しておかな ければならない特別教育。【1日目は学科6時間、2日目は実技4時間の2日コースとなります。】 ※なお、過去に学歴を修了済みで実技のみを受講希望する方は「学科の修了証」の写しを申 込書に添付して申し込んで下さい
			非会員 16,500円 実技 6,600円			
玉掛け技能講習	法第61条 令第20条 ク則第221 条	(学科) 10月22~23日	24,200円	1,705円	大川 高松	制限荷重が1t以上の揚具装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、デリック、 移動式クレーンの玉掛けの業務
		(実技) 10月24日				

※ テールゲートリフターの操作業務に係る特別教育については高松支部のご案内をご覧ください。 令和6年2月1日より施行される法改正による特別教育です。

- ※ 実施場所 高松は 香川労働基準会館(高松市郷東町436-3) 大川は ひとの駅さんぼんまつ(東かがわ市三本松1172-1)
- ※ 玉掛けは <学科> ひとの駅さんぼんまつ(東かがわ市三本松1172-1) <実技> 日本クレーン協会香川支部実技講習会場(高松市郷東町436-3)
- ※ 4月12日 開催の新入社労務安全衛生教育は出張講習のため一般参加は受付できません。
- ※ 出張講習も致します。ご相談、お問い合わせは右記までご連絡下さい。 (一社)香川労働基準協会 大川支部 TEL 0879-26-3220